

平成25年度 8月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成25年 8月20日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成25年8月20日(火)午後4時00分
3. 閉会日時 平成25年8月20日(火)午後4時45分

### 4. 出席委員(13名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	11番 新山 秀男 委員
13番 小林 勲 委員	14番 高館 孝 委員
15番 金淵 盛一 委員	

### 5. 欠席委員(1名)

12番 岡田 寛視 委員

### 6. 会議に付した案件

#### 町議案

- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 9号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第10号 農地等の現況についての照会について
- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第11号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
- 議案第12号 農地等の現況についての照会について

#### 県議案

- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

### 7. 会議録署名委員

11番 新山 秀男 委員      13番 小林 勲 委員

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 山本 晃 広      事務局 次 長 佐藤 一 也  
事務局 主 事 円子 和 史

9. 書 記

事務局 主 事 円子 和 史

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成25年8月6日告示招集いたしました平成25年度8月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。

それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しく願います。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成25年8月6日告示招集されました平成25年度8月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、12番岡田寛視委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

11番 新山秀男委員 13番 小林勲委員を指名します。

参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第11号において、10番四木俊一委員が該当しますので議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。

報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。

議案3頁 11番、相続による取得になり、斡旋の希望はなしです。12番、相続による取得になり、斡旋の希望はなしです。13番、相続による取得になり、斡旋の希望はありません。以上が報告第8号の説明になります。

議 長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第8号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第9号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
議案5頁 4番・登記地目は畑、現況地目は山林となっており転用許可等の有無は無しと回答したものになります。以上で報告第9号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第9号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第10号について事務局から報告いたします。

事務局長 報告第10号「農地等の現況についての照会について」ご説明いたします。  
青森地方裁判所八戸支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
議案7頁 6番・登記地目は畑、現況地目は畑一部宅地、7番・登記地目は畑、現況地目は畑一部雑種地、8番登記地目は畑、現況地目は畑、9番登記地目は畑、現況地目は畑一部雑種地、10番登記地目は畑、現況地目は田、11・12・13番は登記地目、現況地目とも田と回答したのものになります。以上で報告第10号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第10号を報告済みといたします。

議 長 次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
議案7頁 18番 新規での賃貸借になります。19・20番 交換移転になります。

21番 親子間での贈与になります。

以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第10号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

1番 古里委員 現地調査は、私他4名で農地法第3条・第5条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第10号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 つぎに、議案第11号の前に10番四木俊一委員が六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）に抵触しますので、退席いたします。  
議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第11号「六戸町農地利用集積計画（案）について」農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したもので、六戸町町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。

議案12頁～15頁 あおもり農林業支援センターを通して農地保有合理化事業を利用したものであります。所有権を移転するもの2名、移転を受けるもの1名、1・2番とも農林業支援センターへの所有権の移転になります。

利用権の設定をするもの1名、設定を受けるもの1名、7・8番は農林業支援センターから利用権を設定するもので、利用権の種類は賃貸借権になります。

以上で、議案第11号の説明といたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

2番

小野寺委員 農林業支援センターの事業は新しく始まったものなのか。

事務局 最近新しく始まった事業ではありません。六戸町での実績は平成17年度に同じ青い森農林振興公社の農地保有合理化事業を利用しています。それ以降は今年度までありませんでした。

農林業支援センター農地保有合理化事業の説明（省略）

議長 ほかに質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第11号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議長 異議なしと認めます。  
よって議案第11号は要請することに決定いたしました。  
議案第11号の審議が終了しましたので、10番四木俊一委員の入室を認めます。

議長 つづいて、議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 「農地等の現況についての照会について」ご説明いたします。  
青森地方裁判所八戸支局から別紙土地の現況について照会があったので、意見を求めるものであります。  
議案17頁 6番の登記地目は田、現況地目は雑種地、7～9番につきましては登記地目は田、現況地目は畑一部雑種地、現地は3筆にまたがって小屋が建っている状況でした。10・11番につきましては、登記地目・現況地目とも田になります。  
以上で、議案第11号の説明といたします。

議長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

9番

久田委員 報告第10号と議案第12号との違いはなにか。

事務局 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係わる登記官からの照会の取扱いについて（昭和56年6月28日付け56構改B第1345号構造改善局長通達）に準拠して取扱い、速やかに回答することとなっております。その中で、（3）農業委員会は登記官が表記照会をした日から2週間以内に登記官に回答するものとする。とあり、農業委員会の総会又は農地部会の開催の都合等により農業委員会が報告、回答、通知を適時に行うことができないときは、農業委員会事務局長が報告若しくは通知をし、又は回答に代わる調査結果の報告をするものとする。そのため、報告第10号は総会開催の都合により事務局長で報告し、議案第12号は総会開催日に都合が合うため議案処理としました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり回答することに異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第12号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

議 長 つづいて、県議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 県議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明致します。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので、  
県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
県議案3頁 7番転用目的は個人住宅建築、農地区分は第1種農地になります。8番転  
用目的は個人住宅建築、農地区分は第1種農地になります。7・8番は第1種農地では  
ありますが、集落あるいは家に接続されているため、例外規定が適用されます。  
以上で、県議案第5号の説明といたします。

議 長 事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより県議案第5号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、県議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成25年8月六戸町農業委員  
会総会を閉会致します。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時45分 】